

を罪とはするなるべし、此戸字を斗と訓て、古語拾遺をはじめ、みな其意に解るはひがごと也、
 又考詞考祝に、處の意とせられたるもわろし、罪の目に、屎戸屎處などのみいひては聞えぬこと
 なり、天ツ罪七つを擧げたる六つは、みな放ハナシ理リ蒔マキ刺サシ剝ハキと、其なせるわざの言をあげて罪の名とせ
 れば、これも閉理といふわざの言をいひてこそ、餘の例の如くにはあれ、又屎を久クシ志シと訓るは、
 久ク會ケといふ言の俚きを避けたるなれど、そは後の事也、古書には久會と云言多く見えて、嫌ひ
 たることなし、万葉の言にもあり、又師の會を濁音によまれたるもよしなきこと也、

〔古事記仲哀〕故天皇坐筑紫之訶志比宮、將擊熊會國之時、天皇控御琴而、建内宿禰大臣居於沙庭、請
 神之命略、中未幾久而、不聞御琴之音、即舉火見者、既崩訖、爾驚懼而坐、殯宮更取國之大奴佐而二音

以音種種求生剝逆剝阿離溝理屎戸略、中之罪類爲國之大祓而略、下

〔古事記傳三十〕屎戸は久會幣と訓べし、後世の事なり、古はさることなし、書紀にも、遂糞此云、
俱蘇摩屨とこそ見え、たれ、此は上卷に、亦其於聞看大嘗之殿、屎麻理散とある是なり、戸は、借字は
戸を斗と訓るもわるし、此は上卷に、亦其於聞看大嘗之殿、屎麻理散とある是なり、戸は、借字は
 幣理の理を省けるにて、か、活、理、多、省、云、類、多、し、知、即、麻、理、散、を、云、和、名、抄、に、痢、久、會、比、理、乃、夜
 万比又、放、屁、和、名、倍、比、流、と、見、え、ま、た、噓、こ、れ、ら、の、比、流、も、此、比、理、と、通、ひ、て、同、言、な、り、即、今、俗、語、に、
本、同、言、な、り、又、俚、言、に、尿、の、滑、な、る、を、毘、理、尿、と、云、此比理と通ひて同言なり、即今俗語に、
 小虫などの卵を生出して、物に著置を、幣理著ると云も此なり、

〔日本書紀五〕十年九月壬子、彥國葺射、殖安彥、中胸而殺焉、中其卒怖走、屎漏于禪、乃脫甲而逃之、
 知不得免、叩頭曰、我君、故時人、號其脫甲處、曰伽和羅、禪屎處、曰屎禪、今謂樟葉訛也、

〔宇治拾遺物語五〕これも今はむかし、ある人のもとに、なま女房のありけるが、人に紙こひて、そこ
 なりけるわかき僧に、かな曆かきてたべといひければ、僧やすき事といひてかきたりけり、はじ
 めつかたはうるはしく、かみほとけによし、かん日くゑ日などかきたりけるが、中またある日、
 はこそすべからずとかきたれば、いかにとはおもへども、さこそあらめとて、念じて過す程に、なが